

2020年4月27日

天理市情報公開・個人情報保護審査会
会長 川崎 祥記様

審査請求人

意見書

- (1) 令和2年4月7日付弁明書は、「第3 一部非開示の決定理由とその正当性」で「送付先事業所を答えたのだから、回答事業所を公開せよ」という審査請求人の主張は失当である。」と述べています。

審査請求人の審査請求の理由は「上記決定において公開しないこととされた部分は非公開情報に該当しないため。2018年11月30日付け地域生活支援拠点についての調査における別紙調査票による事業所名は2020年3月5日の天理市議会本会議で公にされている情報で非開示とすべき理由はない。」と述べているとおりで「送付先事業所を答えたのだから、回答事業所を公開せよ」とは述べていない。

したがって、審査請求人が主張していない理由による処分庁の非開示決定は不当であり正当性は無いものである。

かぎかつこ「」は、会話や語句を引用するとき使用するものであり、審査請求の理由を処分庁の主観によって、審査請求人が述べていないことを審査請求人が述べているかのように引用することはあってはならないことであり、処分庁の主張の正当性も損なわれるものである。根拠のない認識による一部非開示決定の正当性は無いといわざるを得ない。

- (2) 処分庁は「送付先事業所」と「回答事業所」という新たな論点を持ち出してきています。

しかし、送付先事業所と回答事業所は、どちらも11事業所で同一事業所です。審査請求人は、これまで情報公開開示請求においてこれを区別して論じたことはありません。しかも、事業所名が記入された公文書は回答事業所から天理市に送られてきた別紙調査票しかありません。

これまで、開示請求において、別紙調査票の内容の公開の是非が論点となってきたものです。送付先事業所名を書いた公文書は存在しません。

なぜ、処分庁が「送付先事業所」と「回答事業所」を区別して論ずるのか意味不明である。

審査請求人は、2020年3月5日の天理市議会本会議において「11事業所の選定理由、事業所名、回答内容を明らかにしてください。可能と回答した事業所は一つの事業所だけです。不可とした理由はなぜでしょうか。あるいわ可とした理由はどういうところにあるのか、明らかにしていただきたいと思います。」と述べており、別紙調査票の調査内容を念頭に質